

座間市教育委員会 10月定例会会議録

1 開会日時 令和2年10月14日(水) 午前9時30分

2 場 所 座間市役所5階教育委員会室

3 出席委員 教育長 木島 弘
 教育長職務代理者 天野 久美 教育委員 小井田 由美子
 教育委員 馬場 悠男 教育委員 鈴木 義範

4 出席職員 教育部長 安藤 誠 教育総務課長 高木 力
 学校教育課長 野澤 慎 保健給食担当課長 福田 進
 教育指導課長 小川 雅嗣 教育研究所長 江崎 厚史
 生涯学習課長 松崎 佳子 図書館長 飯田 京子

5 書 記 古川 武夫 中坪 祐貴

6 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	45	令和2年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領	学校教育課長	承認
2	46	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者	結果
1	11	県費負担教職員の任用について	学校教育課長	—

教育長 ただいまより、10月定例教育委員会を開会いたします。
 お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 それでは、会期は10月14日今日一日といたします。
 次に、教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に小井田委員と馬場委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

続きまして、教育長報告に移ります。前回の定例会からの経過を報告いたします。

<教育長報告>

教育長 9月9日(水) 定例教育委員会、教育長、教育長職務代理者、天野委員、小井田委員、馬場委員出席です。

9月9日(水) 叙勲伝達式、教育長出席です。

9月9日(水) 実施計画市長ヒアリング、教育長出席です。

9月14日(月) 教育事務点検評価委員会第1回会議、教育長出席です。

9月18日(金) 学校訪問C(東原小学校)、教育長、教育長職務代理者、天野委員、小井田委員、馬場委員出席です。

9月19日(土) 中学校体育祭(6校)、教育長出席です。

9月24日(木) 学校訪問C(栗原小学校)、教育長、教育長職務代理者、天野委員、小井田委員、馬場委員出席です。

9月25日(金) 市文化財保護委員会委嘱式、教育長出席です。

9月28日(月) 第21回座間市新型コロナウイルス感染症対策会議、教育長出席です。

9月29日(火) 小学校運動会(相武台東小学校、東原小学校)、教育長出席です。

9月29日(火) 県央教育事務所管内教育長会議、教育長出席です。

9月30日(水) 学校訪問C(栗原中学校)、教育長職務代理者、天野委員、小井田委員、馬場委員出席です。教育長は、市長、副市長退任式に出席していたため、こちらは出席していません。

9月30日(水) 市長、副市長退任式、教育長出席です。

10月1日(木) 市長就任式、教育長出席です。

10月1日(木) 辞令交付式、教育長、鈴木委員出席です。

10月1日(木) 臨時教育委員会、教育長、教育長職務代理者、小井田委員、馬場委員、鈴木委員出席です。

10月1日(木) 教育事務点検評価委員会第2回会議、教育長出席です。

10月2日(金) 全員協議会、教育長出席です。

10月2日(金) 小学校運動会(栗原小学校)、教育長出席です。

10月2日(金) 学校訪問C(相武台東小学校)、教育長、教育長職務代理者、小井田委員、馬場委員、鈴木委員出席です。

10月6日(火) 小学校運動会(旭小学校)、教育長出席です。

10月8日(木) 定例校長会議、教育長出席です。

10月10日(土) 市青少年創意くふう展覧会表彰式、教育長出席です。

10月12日(月) 学校訪問C(相模野小学校)、教育長、教育長職務代理者、小井

田委員、馬場委員出席です。

以上です。ただいまの経過報告について、御意見、御質問等ございますか。

教育長 御質問等もないようですので、以上で経過報告を終わります。

次に、議案の審議に移ります。

それでは、議案第45号「令和2年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領」について、提案説明をお願いいたします。

(野澤課長 挙手)

教育長 野澤学校教育課長、お願いいたします。

野澤課長 議案第45号「令和2年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領」、令和2年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領を別紙のとおり制定する。提案理由ですが、令和2年度末人事異動を実施するに当たり要領を制定するため、提案するものでございます。

5ページをお開きください。令和2年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領（案）とさせていただきます。昨年度からの変更はございません。座間市教育委員会は、神奈川県公立学校教職員人事異動方針に基づき、令和2年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領を次のように定める。こちらの神奈川県公立学校教職員人事異動方針と申しますのが、7ページにございます。大きく3つのことを言われております。1 適材を適所に配置すること、2 教職員の編成を刷新強化すること、3 全県的視野に立って、広く人事交流を行うこと、ということでございます。5ページにお戻りください。必要に応じて説明をさせていただきます。1 異動の時期、採用（転任採用を含む）、配置換及び昇任は4月1日付け、退職は3月31日付けで行うことを原則とする。2 転任及び配置換、これにつきましては、(1)から(8)まで読み上げさせていただきます。(1)校種を異にする異動について積極的に行うものとする。(2)他市町村との人事交流に努めるものとする。(3)学校ごとの教職員構成の均衡が保たれるよう配慮するものとする。(4)原則として同一校勤続3年以内の者は、異動の対象にしないものとする。ただし、校種を異にする異動及び特別支援学級担任予定者は除くものとする。(5)同一校に多年勤務する者については、積極的に異動を行うものとする。その場合、同一校勤続7年から9年を限度として異動の対象とするものとする。(6)新規採用から同一校に多年勤務するものについては、積極的に異動を行うものとする。その場合、同一校勤続（非常勤任用・臨時的任用期間も含む）5年から6年を限度として異動の対象とするものとする。(7)中学校にお

いては、許可教科担任の解消を図るよう努力するものとする。(8) 小学校・中学校から高等学校・特別支援学校への異動については、別に定める。(9) から(12)につきましては、実際の異動希望の申出に係る申出書の記載方法や地域区分になっておりますので、ここでは省略をさせていただきます。では、ページをおめくりください。

3 新規採用、教員の新規採用にあたっては、当該学校の教職員構成を検討し許可教科の解消に努め、清新な気風を導入するよう配慮するものとする。(1) 採用内申を行うにあたっては、次のことに留意するものとする。ア 面接を行い、人物について把握すること。イ 本人が有する免許状について確認すること。ウ 現に職務を有する者については、その履歴、勤務状況等について調査し、現所属長の発行する調書、履歴書等を確認すること。(2) 新規採用教員の配置については、初任者研修制度を踏まえて、一般教員の配置換等異動計画を進めるなかで適切に行うものとする。4の勧奨退職につきましては、別に定める要綱により行うものとする、ということになっております。5 その他、この要領に規定するもののほか、任免その他人事に関する取り扱い及び手続き等に関し必要な事項は、別に定める。なお、県教育委員会による県費負担教職員等人事異動要綱と差違が生じた場合は県に準じるものとする。となっております、以上でございます。

教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

小井田委員 2 転任及び配置換、(7)の許可教科担任ですが、数年前確認しましたところ、座間市ではゼロということでしたが、状況は変わりないですか。

野澤課長 はい、座間市では現在おりません。

小井田委員 人員確保でなかなか大変だと思いますが、よろしく願いいたします。

教育長 他にはいかがでしょうか。

教育長 他に御質問等も無いようですので、議案第45号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 御異議等無いようですので、議案第45号「令和2年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領」については承認いたします。

お諮りします。議案第46号「座間市教育委員会職員の人事について」及び報告第11号「県費負担教職員の任用について」は、人事に関する案件ですので非公開にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

教育長 御異議なしと認め、議案第46号及び報告第11号は、非公開といたします。

(議案第46号「座間市教育委員会職員の人事について」及び報告第11号「県費負担教職員の任用について」は非公開)

教育長 本日の案件は以上です。
その他、委員会の中で取り上げたいことはございますか。

教育長 よろしいでしょうか。
それでは、次回の定例会は令和2年11月11日(水)午前9時30分から教育委員会室で開催します。
以上で10月定例教育委員会を閉じさせていただきます。

(午前9時43分閉会)